

これまでの差止請求訴訟の内容

【 1 】	
1 . 団体名	京都消費者契約ネットワーク
2 . 相手方	株式会社長栄
3 . 訴えの提起日	平成 20 年 3 月 25 日
4 . 差止請求の内容	建物賃貸借契約における，目的物退去後の新装状態への回復費用の一部負担金としての定額補修分担金を支払う旨の条項の使用差し止め等を請求（消費者契約法 10 条）。
5 . 裁判経過	平成 21 年 9 月 30 日 第一審判決 請求認容 平成 21 年 10 月 9 日 相手方が控訴提起 平成 22 年 3 月 26 日 控訴審判決 定額補修分担金条項を使用した事務を行わないことを従業員に指示することを求める部分のみ棄却に変更。 平成 22 年 4 月 6 日 上告受理申立。 平成 23 年 9 月 7 日 上告受理申立取下。
6 . 裁判の結果等	定額補修分担金条項については差し止めが認容された。
7 . 裁判所の判断の概要	定額補修分担金の額が借借人にとって有利な額で在る場合が観念的にはあり得るとしても，本件における定額補修分担金条項は，信義則に反して消費者を一方的に害する条項であるといふことができるとして，消費者契約法 10 条該当性を認めて差し止めを認容したものである。

【 2 】	
1．団体名	消費者支援機構関西
2．相手方	株式会社 ニューファイナンス
3．訴えの提起日	平成 20 年 4 月 8 日
4．差止請求の内容	<p>京都地裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者との間の金銭消費貸借契約において、借主である消費者が最終弁済期日前に完済する場合、また期限の利益喪失により全額弁済する場合、弁済する残元金の 3 パーセントを早期完済違約金として支払わなければならないとする条項を使用しないことを求めるもの <p>大阪高裁（控訴）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都地裁で敗訴した部分（期限の利益喪失による違約金条項）について控訴するもの <p>京都地裁（間接強制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地裁判決に違反した場合、1 回あたり 50 万円の支払いを求めるもの
5．裁判経過	<p>平成 21 年 4 月 23 日 京都地裁による判決言渡し</p> <p>平成 21 年 5 月 1 日 大阪高裁に控訴</p> <p>平成 21 年 6 月 19 日 京都地裁に間接強制の申し立て</p> <p>平成 21 年 7 月 24 日 京都地裁が間接強制を認容</p> <p>平成 21 年 10 月 23 日 大阪高裁による判決言渡し</p> <p>平成 22 年 1 月 29 日 最高裁より事件番号を受理（被告による上告）</p> <p>平成 23 年 11 月 30 日 最高裁が被告の上告受理申立不受理を決定</p>
6．裁判の結果等	<p>京都地裁・大阪高裁判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期完済時の違約金条項の差止めを認める。ただし、期限の利益喪失による違約金条項については、差止の必要なし <p>最高裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都地裁判決の維持
7．裁判所の判断の概要	<p>京都地裁・大阪高裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期完済時の違約金条項は、信義則に反し消費者契約法 10 条に違反する ・期限の利益喪失による違約金条項は、被告が今後当該条項を使用しないと表明している。また、貸金業法と出資法の改正により、被告は契約条項変更を余儀なくされているため、差止めの必要なし

【 3 】	
1 . 団体名	京都消費者契約ネットワーク
2 . 相手方	大和観光開発株式会社
3 . 訴えの提起日	平成 20 年 8 月 12 日
4 . 差止請求の内容	建物賃貸借契約において、敷金・保証金から一定額を差し引いた額しか返還しないとするいわゆる敷引特約の使用をやめるよう求めた（消費者契約法 10 条）。
5 . 裁判経過	敷引条項の使用差止請求については相手方事業者が平成 20 年 10 月 21 日の弁論期日で認諾した。
6 . 裁判の結果等	—
7 . 裁判所の判断の概要	—

【 4 】	
1．団体名	消費者支援機構関西
2．相手方	株式会社 FORTRESS, JAPAN
3．訴えの提起日	平成 20 年 8 月 28 日
4．差止請求の内容	<p>大阪地裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英会話教室の受講契約における、以下の行為の差止めを求めるもの <ol style="list-style-type: none"> ① 「一度帰ってから考えたい」と退去を意思表示している消費者に対し、退去させない行為 ② 受講日や受講時間について、消費者が自由に決められるわけではないにも関わらず、「いつでも好きなときに受講できる」と消費者が自由に決められるかのように告げる行為 ③ 消費者が自由に受講日や時間を決められるわけではないことを告知せずに、「受講期間内の受講回数は無制限」「他の教室に比べて安い」などと、回数や価格について利益となる旨を告げる行為 <p>大阪地裁（執行文付与の請求）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告による和解条項違反行為が認められたため、違約金（計 150 万円）の支払いを求めるもの
5．裁判経過	<p>平成 21 年 3 月 4 日 大阪地裁にて和解成立</p> <p>平成 21 年 12 月 25 日 大阪地裁に、和解条項違反に対する違約金請求の執行文付与を提訴</p> <p>平成 22 年 5 月 31 日 大阪地裁が違約金請求を認容</p>
6．裁判の結果等	<p>和解内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～③の行為を行わない ・和解成立日以降、被告が上記行為を行った場合、当該消費者からの取消の要求に応じるとともに、受け取った金員がある場合には、その全額を当該消費者に返還する ・上記のいずれかに該当する行為を行った場合、被告は原告に対し、違約金として消費者 1 人あたり 50 万円を支払う
7．裁判所の判断の概要	和解のため、なし

【 5 】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	株式会社セレマ，株式会社らくらくクラブ
3．訴えの提起日	平成 20 年 12 月 3 日
4．差止請求の内容	冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し，解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする条項（セレマに対し），らくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し，解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする条項（らくらくクラブに対し）の使用差し止めを求めた（消費者契約法 9 条 1 号及び同法 10 条）。
5．裁判経過	平成 23 年 12 月 13 日 第一審判決 大部分について認容 平成 23 年 12 月 26 日 相手方控訴 平成 24 年 3 月 26 日 附帯控訴 平成 25 年 1 月 25 日 控訴審判決 一部のみ変更 平成 25 年 2 月 6 日 上告受理申立て 平成 25 年 4 月 26 日 相手方附帯上告受理申立て
6．裁判の結果等	（控訴審）セレマについて，60 円に第 1 回を除く払込みの回数を掛けた金額及び 14.27 円に契約月数を掛けた金額を超える解約金を差し引くことについて差止認容。 らくらくクラブについては全て差止認容。
7．裁判所の判断の概要	消費者契約法 9 条 1 号の平均的な損害に含まれるものは，月掛け金を 1 回振り返るたびにセレマが負担する振替費用 60 円，並びに年 2 回の「全日本ニュース」及び年 1 回の入金状況通知の作成・送付費用 14.27 円である。

【 6 】	
1．団体名	NPO 法人ひょうご消費者ネット
2．相手方	株式会社 JAL ツアーズ
3．訴えの提起日	平成 21 年 3 月 18 日
4．差止請求の内容	旅行契約においてクーポンが利用された場合に、解除によってクーポンが全く戻ってこないことが、消費者契約法 9 条ないし 10 条に違反する。
5．裁判経過	平成 21 年 3 月 18 日 訴訟提起 平成 22 年 12 月 18 日 第一審神戸地裁判決（請求棄却） 平成 22 年 12 月 16 日 控訴 平成 23 年 6 月 7 日 第二審大阪高裁判決（請求棄却） 平成 23 年 8 月 1 日 上告受理申立 平成 24 年 10 月 23 日 上告不受理決定（最高裁第三小法廷）
6．裁判の結果等	平成 24 年 10 月 23 日，請求棄却判決が確定
7．裁判所の判断の概要	クーポンは発行体（本件では別会社である（株）日本航空インターナショナル）との発行条件によるものであり，事業者との旅行契約の内容となっていないから，不当条項性を判断する前提を欠く，事業者には不当利得はない，クーポンは金銭とは同視できない等の判断により請求棄却

【 7 】	
1 . 団体名	京都消費者契約ネットワーク
2 . 相手方	株式会社 Plan・Do・See
3 . 訴えの提起日	平成 22 年 3 月 17 日
4 . 差止請求の内容	挙式披露宴実施契約を締結するに際し、キャンセル料につき、相手方が作成する「ウェディングパーティーご利用規約」で定められたキャンセル料規定を含む意思表示を行わないこと等を請求した（消費者契約法 9 条 1 号）。
5 . 裁判経過	平成 22 年 7 月 28 日、相手方事業者が当時使用していた上記キャンセル料条項を使用しないという内容で和解が成立しました。なお、相手方事業者はその後約款を改定したが、改訂後の約款についても消費者契約法 9 条 1 号により無効となる部分が含まれていると解されたため、さらに差止請求を行っている。
6 . 裁判の結果等	—
7 . 裁判所の判断の概要	—

【 8 】	
1 . 団体名	埼玉消費者被害をなくす会
2 . 相手方	杉山株式会社
3 . 訴えの提起日	平成 22 年 5 月 11 日
4 . 差止請求の内容	<p>さいたま地方裁判所熊谷支部</p> <p>・『レンタル規約』において、以下 2 点の条項が消費者契約法第 9 条と第 10 条に反するとし、使用差止を求めるもの。</p> <p>①「I. レンタル料金」 5. オーダーレンタルにつきましては ご契約後のキャンセルには応じられません</p> <p>②「II. キャンセル料」 ご契約後キャンセルの場合は下記条件 の キャンセル料を申し受けます。</p> <p>契約日より 1 週間以内の場合・・・契約金額の 30% 1 ヶ月以内の場合・・・契約金額の 60% 2 ヶ月以内の場合・・・契約金額の 80% 2 ヶ月以上の場合・・・契約金額全額</p>
5 . 裁判経過	<p>平成 22 年 6 月 25 日 裁判所に口頭で和解の見込みを報告</p> <p>平成 22 年 7 月 20 日 さいたま地方裁判所熊谷支部にて和解成立</p>
6 . 裁判の結果等	<p>和解内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①、②の条項を内容とする意思表示を行わない。 ・上記①、②の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を直ちに破棄する。 ・今後平均的損害を超えるキャンセル料を含む内容の意思表示は一切行わない。万一平均的損害を超える疑いがある場合は速やかに精査し、改訂する。 ・当会からの契約について問合せ又は協議の申入れには真摯に対応すること。 ・今後、消費者からの苦情や相談には真摯に協議に応じ、解決に努力すること。
7 . 裁判所の判断の概要	和解のため、なし。

【 9 】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	KDDI 株式会社
3．訴えの提起日	平成 22 年 6 月 16 日
4．差止請求の内容	携帯電話通信契約について，2 年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とし，その間に同契約を解約する場合は 9,975 円の解約金を徴収するとする旨の契約条項について差止を求めた（消費者契約法 10 条，同法 9 条 1 号）
5．裁判経過	平成 24 年 7 月 19 日 第一審判決 請求認容 平成 24 年 7 月 26 日 相手方控訴提起 平成 25 年 3 月 29 日 控訴審判決 相手方控訴に基づき一審請求を棄却に変更 平成 25 年 4 月 10 日 上告受理申立て
6．裁判の結果等	一審では認容されたものの，控訴審において差止請求は棄却となった。
7．裁判所の判断の概要	平均的な損害を算定するに当たっては解約に伴う逸失利益を基礎とするのが相当である。 そうすると 9,975 円は平均的な損害を下回るものとなる。 また解約金条項は消費者契約法 10 条にも該当しない。

【 10】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
3．訴えの提起日	平成 22 年 6 月 16 日
4．差止請求の内容	携帯電話通信契約について，2 年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とし，その間に同契約を解約する場合は 9,975 円の解約金を徴収するとする旨の契約条項について差止を求めた（消費者契約法 10 条，同法 9 条 1 号）
5．裁判経過	平成 24 年 3 月 28 日 第一審判決 請求棄却 平成 24 年 4 月 10 日 控訴提起 平成 24 年 12 月 7 日 控訴審判決 控訴棄却 平成 24 年 12 月 21 日 上告受理申立て
6．裁判の結果等	控訴審までは請求棄却で差止は認められず。
7．裁判所の判断の概要	基本使用料金の割引分の契約期間開始時から中途解約時までの累積額が平均的な損害の算定の基礎となると考えられる。そうすると 9,975 円は平均的な損害を下回るものとなる。また解約金条項は消費者契約法 10 条にも該当しない。

【 11】	
1．団体名	消費者機構日本
2．相手方	(株)三井ホームエステート
3．訴えの提起日	平成 22 年 9 月 6 日
4．差止請求の内容	<p>下記内容の意思表示を行わないことを求めた。</p> <p>①貸室の損傷原因が賃貸人にあるか賃借人にあるか不明確または判定困難な場合には、賃借人が壁・天井・床、玄関ドアの鍵等の修繕費用の全部又は一部を負担する。</p> <p>②賃借人が後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき及び破産・民事再生手続の申立があったときは、賃貸人は催告することなしに賃貸借契約を解除並びに更新拒絶できる。</p> <p>③賃貸借契約終了時、<u>経年変化・自然損耗の場合でも、重量物の設置による床材等のへこみや冷蔵庫の後ろ等の電気焼け、基本クリーニング代等の原状回復費用は、賃借人の負担とする。</u></p> <p>④賃貸借契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、賃借人は更新料を賃貸人に支払う。</p> <p>⑤賃貸借契約の終了ないし解除により賃借物件を明渡さなければならぬとき、同物件の明渡しを遅滞した場合には、賃借人は、契約終了ないし解除の意思表示の到達した日の翌日から明渡し完了までの期間につき、賃貸人に生じた実際の損害額に賃料等相当額の 2 倍の金額を加えた損害金を支払う。</p>
5．裁判経過	<p>上記のうち、①から③の一部（下線部分）については、提訴後一審の審理中に当該事業者が当該条項を是正したため、裁判外で今後、同様の意思表示を行わないことを合意して、訴えを取り下げた。また、③のうち、基本クリーニング代等については、当初の契約条項が変更されたため訴えを取り下げた。以上のような経過から、引き続き争ったのは、④と⑤の 2 つの条項の差止に関してとなった。なお、一審の審理中、当該事業者は、④と⑤の条項についても一部変更した。</p>
6．裁判の結果等	一審、二審とも請求棄却となり、上告等を行わず判決は確定。
7．裁判所の判断の概要	<p>④を一部変更した更新料条項について「賃貸借契約を継続するための対価として（中略）契約書の条項に記載しているものと解するのが相当である」とし、消契法第 10 条該当性に関して、更新料支払い条項を有効とした最高裁判所の判例の枠組みに沿って有効とした。</p> <p>⑤を一部変更した条項について「契約の解除に伴う損害に関する条項ではないと解すべき」とし、消契法第 9 条 1 号を適用することはできないとした。そして、消契法第 10 条については、任意規定よりも消費者の義務を加重していることは認めたものの、後段要件については、「賃料等の 2 倍の額という賠償額の定めは、賃貸人に生ずる損害の補填あるいは明渡義務の履行の促進という観点に照らし不相当に高額であるということとはできない。」と判断し、有効とした。</p>

【 12】	
1. 団体名	消費者ネット広島
2. 相手方	株式会社 石谷衣裳店
3. 訴えの提起日	平成 22 年 10 月 5 日
4. 差止請求の内容	成人式の貸衣装レンタル契約において、予約日から利用日の4日前までの期間のキャンセル料を30%、前撮り終了後のキャンセル料を100%とする条項の使用差止め
5. 裁判経過	<p>第1回期日（平成22年11月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告より提訴理由について陳述 被告からキャンセル条項を変更したという主張の確認と内容が適切かについての書面提出を要請 <p>第2回期日（平成23年1月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧契約書が使用されるおそれがあれば訴えの利益が失われていない旨を主張。新契約書による契約の実態、従業員への指示状況、返金状況に関して釈明を求める。 <p>第3回期日（同年2月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告より原告側求釈明に対する回答 裁判所の判決による解決ではなく「旧条項を使わない」という約束ではどうかとの提案について双方検討に。 <p>第4回期日（同年3月23日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告より旧条項を使用しないという約束をすることに問題はないとの回答により、原告が和解条項案を示すことに。 <p>第5回期日（同年5月16日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 和解条項案の提示。被告側「概ね問題ない」とのことで詳細を検討するよう裁判所から指示。 <p>第6回期日</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告から事前提出のあった和解案に対する意見書に対して、原告より回答。一部意味を明確化するための字句訂正をして和解成立。
6. 裁判の結果等	平成 23 年 6 月 3 日 和解成立
7. 裁判所の判断の概要	<ul style="list-style-type: none"> 従前のキャンセル条項を使用しないことが約束されれば、本件の解決手段として和解の打診があり。（第3回期日） <p>新条項の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用日の1年前以前はキャンセル料なし 利用日の1年前から半年前までは10%、利用日の半年前から4日前までは30%、利用日の3日前から前日まで50%、当日または商品引き渡し後は100%に改訂 スタジオを利用し撮影のみにレンタルする場合の料金を請求 スタジオから持ち出して前撮りする場合は1回分のレンタル料を請求

【 13】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	株式会社ジェイ・エス・ビー
3．訴えの提起日	平成 22 年 10 月 29 日
4．差止請求の内容	消費者との間で建物賃貸借契約を締結もしくは合意更新するに際し，消費者が同契約の更新の際に被告に対し更新料を支払う旨の条項（いわゆる更新料条項）についての差止を求めた（消費者契約法 10 条）。
5．裁判経過	平成 24 年 1 月 17 日 第一審判決 請求棄却 平成 24 年 1 月 24 日 控訴提起 平成 24 年 6 月 29 日 控訴審判決 控訴棄却 平成 24 年 7 月 12 日 上告受理申立て 平成 25 年 7 月 8 日 上告不受理決定
6．裁判の結果等	請求棄却により差止は認められなかった。
7．裁判所の判断の概要	更新料の額が高額に過ぎ信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもので有るか否かを判断するためには個別具体的な事情を斟酌する必要があるが，本件更新料条項について一律に高額に過ぎると言うことは出来ないから請求は認められない。

【 14】	
1．団体名	NPO 法人ひょうご消費者ネット
2．相手方	株式会社東京法経学院
3．訴えの提起日	平成 22 年 11 月 11 日
4．差止請求の内容	資格試験予備校の受講契約の中途解約制限条項が消費者契約法 10 条に違反するとして差し止め請求。
5．裁判経過	平成 22 年 11 月 11 日 訴訟提起 平成 23 年 2 月 2 日 第 1 回口頭弁論期日 以後，弁論期日・弁論準備期日において中途解約制限条項を見直す方向で和解が進められる。 平成 23 年 10 月 21 日，中途解約制限条項を廃止し，その旨を周知する等の裁判上の和解成立
6．裁判の結果等	平成 23 年 10 月 21 日裁判上の和解成立
7．裁判所の判断の概要	和解のため判断は無し

【 15】	
1．団体名	認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
2．相手方	(株)バイアップ
3．訴えの提起日	平成 23 年 1 月 11 日
4．差止請求の内容	<p>札幌市内にある中古車買取事業者(株)バイアップが中古車の売主である消費者に比較的高い提示価格を示した後に強引に契約を締結し、車の引渡しを受けたあとに、事故車ということが判明したと告げて、当初の提示価格から大幅に減額かゼロ査定の金額を告げるという手口を繰り返していました。</p> <p>消費者支援ネット北海道は、札幌市消費者センターから、事例提供を受け、検討グループで、契約書のキャンセル料を規定している条項の不当性や、不当勧誘（困惑類型・誤認類型）の可能性を検討し、個別被害者の事情聴取などを重ね、平成 22 年 10 月 15 日に不当条項の差止を求める申入書を送付しました。しかし、回答期限を過ぎても何ら応答がないため、平成 22 年 12 月 15 日に差止請求書を送付した。その後、差止請求書（事業者の住所の記載もれ）の不備があり、平成 22 年 12 月 24 日に再度差止請求書を送付。</p> <p>差止請求書を送付した後も無回答のため、翌年の平成 23 年 1 月 11 日に札幌地方裁判所に解約料条項使用差止請求を提起しました。</p>
5．裁判経過	<p>訴訟を提起した後に、記者クラブにて記者会見を行い、広くマスコミに告知し、その結果新聞各社（北海道新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞）及びテレビ各社が記事の掲載や放映し、広範囲の消費者へこの事件を周知することができました。</p> <p>特に、報道をみたバイアップの被害者からの通報の電話が相次ぎ、いかに(株)バイアップの不当行為により、悩んでいる方が多かったのかあらためて確認したところです。</p> <p>一方、被告のバイアップのほうは、報道により取引先から次々と取引停止の通知を受け、訴訟を提起した翌日から、会って話をしたいと、一刻も早く和解による解決をしたいという姿勢を見せてきました。</p> <p>そこで、ホクネットは検討を続け、和解の条件として 15 項目を要求をバイアップ側の代理人を通して提示しました。条件のなかには、過去の被害者が返金を求めてきたときに応じることなどの条件を相手側に求めました。</p>
6．裁判の結果等	平成 23 年 2 月 10 日に原告の請求を全て認める内容の答弁書が提出され、同年 2 月 25 日の第 1 回口頭弁論にて被告側の請求認諾による訴訟終結となりました。
7．裁判所の判断の概要	—

【 16】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	ソフトバンクモバイル株式会社
3．訴えの提起日	平成 23 年 1 月 19 日
4．差止請求の内容	携帯電話通信契約について、2 年の定期契約として、その間に同契約を解約する場合は 9,975 円の解約金を徴収するとする旨の契約条項について差止を求めた（消費者契約法 10 条，同法 9 条 1 号）
5．裁判経過	平成 24 年 11 月 20 日 第一審判決 請求棄却 平成 24 年 11 月 28 日 控訴提起 平成 25 年 7 月 11 日 控訴審判決 控訴棄却 平成 25 年 7 月 17 日 上告受理申立て
6．裁判の結果等	控訴審までは請求棄却で差止は認められず。
7．裁判所の判断の概要	契約の解除に伴って生じる平均的な損害のうち主なものは逸失利益と考えられ、これを算定すると 9,975 円は平均的な損害を下回るものとなる。 また解約金条項は消費者契約法 10 条にも該当しない。

【 17】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	J・C・I 投資事業有限責任組合
3．訴えの提起日	平成 23 年 5 月 30 日
4．差止請求の内容	相手方事業者は金融商品取引業（金融商品取引法 2 条 8 項，旧証券取引法 2 条 8 項）の登録を受けていないこと等から，その勧誘行為が消費者契約法 4 条 1 項 1 号および 2 号に該当するとして消費者に対し，未公開株式の購入を勧誘しないこと等を求めた（消費者契約法 4 条）。
5．裁判経過	平成 23 年 12 月 20 日 第一審判決
6．裁判の結果等	全面的な勧誘の差止は認められなかったが，消費者に未公開株の購入を勧誘するに際し，株式の客観的な価値と著しく異なる価値を告げてはならないことや，消費者に未公開株の購入を勧誘するに際し，登録を受けておらず金融商品取引業を行うことが法律上禁止されている者であること告げずに勧誘をしてはならないことなど，実質的な違法勧誘については差止が認められた。
7．裁判所の判断の概要	相手方は出頭せず，主として請求の趣旨との関係で差止が認められる範囲について論じられた上で上記のような判断が示された。

【 18】	
1．団体名	消費者機構日本
2．相手方	(株)ワールドアベニュー
3．訴えの提起日	平成 23 年 9 月 14 日
4．差止請求の内容	<p>下記条項の差止を請求 契約を取消した場合には、契約日から経過した日数に応じて、以下のとおり申込金から取消料を支払う。</p> <p>①契約日から起算して 8 日目以降で 19 日目以内の取消 A/B/C は取消料 105,000 円 D/E/F は取消料 31,500 円</p> <p>②契約日から起算して 20 日目以降で 29 日目以内の取消 A/B/C は取消料 210,000 円 D/E/F は取消料 42,000 円</p> <p>③契約日から起算して 30 日目以降の取消 A/B/C/D/E/F ともに申込金全額が取消料</p>
5．裁判経過	提訴後約款改定が行われ、同年 12 月 26 日訴えの変更申立を行った。
6．裁判の結果等	和解
7．和解の概要	<p>和解内容は下記のとおり</p> <p>1 被告は、消費者との間で海外留学プログラム契約を締結するに際し、契約解約時に消費者が負担する金銭（取消料）について、別紙 1 記載の意思表示を行わない。</p> <p>2 被告は、原告に対し、本和解の成立日から、別紙 2 記載の海外留学プログラム約款第 7 条（契約後の取消と返金）の「ハ」項の「31 日」を「61 日」と変更することを約する。</p> <p>3 被告は、これからも、海外留学プログラム契約について合理的に算定される平均的損害を超える取消料を含む内容の意思表示は一切行わない。万一、被告が使用する取消料条項が被告の平均的損害を超える疑いがある場合には、速やかに当該取消料条項を精査し、改定することを約する。（以下、略）。</p> <p>《別紙 1》 契約を取消した場合には、契約日から経過した日数に応じて、以下のとおり留学業務取扱料金から取消料を差し引いた金額を返金する。</p> <p>小学校・中学校・高校留学プログラムの 26 万 2,500 円 資格取得留学プログラムの 26 万 2,500 円 短大・大学留学プログラムの 21 万円 大学院留学プログラムの 26 万 2,500 円 海外インターンシッププログラムの 31 万 5,000 円につき、返金額が</p> <p>① 契約成立日より起算して 31 日目に当たる日以降であって出発日の前日から起算して、さかのぼって 90 日目に当たる日以前に解除する場合 留学業務取扱料金の 70%</p> <p>《別紙 2》 略</p>

【 19】	
1. 団体名	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
2. 相手方	学校法人モード学園
3. 訴えの提起日	平成 23 年 10 月 4 日
4. 差止請求の内容	相手方の運営する専門学校（名古屋医専）の入試要項における、納入後の学費につき「A0 入試、推薦入試、専願での一般・社会人入試および編入学によって入学を許可された場合は理由のいかんにかかわらず返金できません」とする規定の使用差止
5. 裁判経過	○第 1 審（名古屋地裁民事 8 部） 7 回の口頭弁論期日を経て結審 平成 24 年 12 月 21 日判決（仮執行宣言を除き全て認容） ○控訴審（名古屋高裁民事 2 部） 和解協議を経て、平成 25 年 9 月 13 日和解成立
6. 裁判の結果等	○和解概要 ① 平成 27 年度入試（平成 26 年春募集開始）から、各入試区分に応じて次の各時期までに入学辞退を申し出、返金手続を行った場合は学費を返金する旨、名古屋医専の規定を改定する。 ・ A0 入試、推薦入試、その他専願を要件とする入学試験 一般・社会人入試の 2 次募集の受付締切日 ・ 編入学入試 2 月 1 日 ・ 一般・社会人入試（専願を除く） 3 月 31 日 ② 平成 26 年度入試（平成 25 年春募集開始）についても、現行規定にかかわらず、平成 27 年度入試と同様の取扱いをする。
7. 裁判所の判断の概要	○地裁判決の判断の概要 ①条項の使用差止め ②当該条項が記載された書面等の破棄 ③従業員への周知徹底 ○地裁判決の判断理由 本件の A0 入試、推薦入試及び専願での一般・社会人入試についても、少なくとも 2 次募集の最終試験日まで在学契約が解除された場合には解除者の代わりに一定水準を持った入学者を通常容易に確保することができるのであり、平成 18 年 11 月 27 日最高裁判所判決のいう特段の事情があるから、被告に生ずべき平均的な損害は存しないとして消費者契約法 9 条 1 号により無効とした。

【 20】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	株式会社ベストブライダル
3．訴えの提起日	平成 23 年 10 月 11 日
4．差止請求の内容	挙式披露宴実施契約を締結するに際し、キャンセル料につき、相手方が作成する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」で定められたキャンセル料規定を含む意思表示を行わないこと等を請求した（消費者契約法 9 条 1 号）。
5．裁判経過	平成 25 年 4 月 26 日 第一審判決 請求棄却 平成 25 年 5 月 9 日 控訴提起 平成 26 年 2 月 21 日 控訴審判決 控訴棄却 平成 26 年 3 月 4 日 上告受理申立て
6．裁判の結果等	控訴審までは請求棄却で差止は認められず。
7．裁判所の判断の概要	解約時期が早い場合も含めて、平均的な損害には逸失利益が含まれる。そしてこの逸失利益の算定においては平均実施金額を基礎とするのが相当であり、これにより算定すれば、各時期毎のキャンセル料条項はいずれも平均的な損害の額を超えとは認められない。

【 21】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	株式会社 Plan・Do・See
3．訴えの提起日	平成 23 年 10 月 11 日
4．差止請求の内容	挙式披露宴実施契約を締結するに際し、キャンセル料につき、相手方が作成する「ウェディングパーティーご利用規約」で定められたキャンセル料規定を含む意思表示を行わないこと等を請求した（消費者契約法 9 条 1 号）。
5．裁判経過	京都地方裁判所において第一審係属中。
6．裁判の結果等	—
7．裁判所の判断の概要	—

【 22】	
1．団体名	消費者支援機構関西
2．相手方	日本セーフティー 株式会社
3．訴えの提起日	平成 23 年 11 月 8 日
4．差止請求の内容	<p>賃貸住宅保証契約における、以下の各条項の差止めを求めるもの</p> <p>① 借借人または連帯保証人が、連絡不能・所在不明や、差押え、破産、成年後見・保佐・補助手続の申立を受けた場合などに、保証会社の事前求償権の行使を認める</p> <p>② 保証会社が求償権及び事前求償権を行使した場合、借借人は民法第 461 条に基づく抗弁権を主張できない</p> <p>③ 保証会社が求償権及び事前求償権を行使した場合、連帯保証人に全額の償還義務を負わせる</p> <p>④ 保証会社が代位弁済の場合は連帯保証人に全額求償できるが、連帯保証人が代位弁済した場合は保証会社に求償できない</p> <p>⑤ 借借人が保証会社に対して負担する求償債務を連帯保証人にも連帯保証させる</p> <p>⑥ 家賃滞納の場合、連帯保証人に契約解除の権限を付与する</p> <p>⑦ 契約解除後の明渡し・室内確認立会い・原状回復費用決定の権限、残置物処分などの権限を連帯保証人に付与する</p> <p>⑧ 家賃滞納の場合には保証会社は事前通知なく保証債務の履行が可能であるが、借借人が支払いを拒絶する場合には事前通知が必要である。また、通知を怠って保証会社が立替をした場合、借借人と連帯保証人の抗弁の主張を排除する</p> <p>⑨ 賃貸借契約解除後 7 日が経過しても明渡しが完了しない場合、借借人は残置物の所有権を放棄し賃貸人が処分できる</p>
5．裁判経過	平成 24 年 12 月 20 日 大阪地裁にて和解成立
6．裁判の結果等	<p>和解内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のうち、被告が「成年後見・保佐・補助手続の申立を受けた場合」の事前求償権行使をしないことを認める ・⑨の条項を使用しないことを認める ・②の条項の末尾に、二重払いを防止するための文言を追加 ・⑥の解除権行使の条件を「3か月以上の滞納、度々の遅延、催告にも関わらず支払いをしない場合」と限定する ・⑦のうち、「明渡し・室内確認立会い・原状回復費用決定」の権限行使にあたっては、「3か月以上の滞納、度々の遅延、催告にも関わらず支払いをしない場合」と限定する ・被告は、家賃債務保証事業者協議会の「業務適正化に係る自主ルール」及び「自主ルールに関する細則」を順守する
7．裁判所の判断の概要	和解のため、なし

【 23】	
1．団体名	消費者支援機構関西
2．相手方	株式会社 明来
3．訴えの提起日	平成 23 年 11 月 8 日
4．差止請求の内容	<p>大阪地裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅契約における、以下の各条項の差止めを求めるもの ①解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行、成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けたときに、賃貸借契約を解除できる ②明渡しを遅延したときに賃料の 2 倍額を請求する ③滞納家賃の催告手数料として、1 回あたり 3,150 円を支払う ④滞納の場合、連帯保証人と保証会社の合意で契約解除できる ⑤滞納の場合、連帯保証人と保証会社が動産物を処分できる ⑥賃借人と連絡が取れない場合、賃貸人は鍵を交換できる ⑦明渡し時に、部屋の広さに応じたクリーンアップ代を支払う <p>大阪地裁（間接強制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地裁判決に違反した場合、1 回あたり 50 万円の支払いを求めるもの <p>大阪高裁（控訴）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪地裁で敗訴した部分（上記①のうち棄却された部分及び②～⑦）について控訴するもの <p>最高裁（上告受理申立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一審判決の③④⑤⑥について差止めを求めるもの ・被告が「使用しない」としたため棄却した一審判決の解釈の是正を求めるもの ・「不当な契約条項が記載された契約書ひな形を廃棄すれば足りる」とし、従業員への指示の必要性を認めなかった一審判決の破棄を求めるもの
5．裁判経過	<p>平成 24 年 11 月 12 日 大阪地裁による判決言渡し</p> <p>平成 24 年 11 月 26 日 大阪高裁に控訴</p> <p>平成 24 年 12 月 19 日 大阪地裁に間接強制申立書を提出</p> <p>平成 25 年 2 月 5 日 大阪地裁が間接強制を認容</p> <p>平成 25 年 10 月 17 日 大阪高裁による判決言渡し</p> <p>平成 25 年 10 月 30 日 最高裁に上告受理申立書を提出</p>
6．裁判の結果等	<p>大阪地裁判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のうち「後見開始又は保佐開始の審判や申し立てがあったときに契約を解除できる」との条項の差止めを認め、それ以外の部分と②～⑦は棄却 <p>大阪高裁判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地裁判決で認められた差止めに加え、①のうち「破産・個人再生等の開始決定を受けた場合に、賃貸借契約を解除できる」との条項の差止めを認める。それ以外は棄却
7．裁判所の判断の概要	<p>大阪地裁・大阪高裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②③⑦は、信義則に反していないので、消費者契約法 9 条及び 10 条違反とはいえない ・④⑤⑥は、被告が条項を「使用していない」と主張したため、「使用のおそれがない」との理由で棄却された

【 24】	
1．団体名	埼玉消費者被害をなくす会
2．相手方	株式会社 渡辺住研
3．訴えの提起日	平成 24 年 4 月 27 日
4．差止請求の内容	<p>さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>建物賃貸借契約時の入居者規約及び賃貸借重要事項説明書の以下条項の使用差止を求めるもの。</p> <p>①賃借人が、契約に定める契約期間に反する 2 年未満の短期解約をした場合、違約金として賃料の 2 ヶ月分相当を申し受けるとした条項。</p> <p>②賃借人が契約終了後に賃借物件を明け渡さない場合に、賃貸人が賃借人から、遅延した日から明渡し日まで 1 日につき月額賃料等を 30 で除した金額の 2 倍相当額を遅延損害金として徴収することを内容とした条項。</p> <p>③賃借人から賃貸人に対する必要費償還請求権、有益費償還請求権を全部放棄させる条項。</p> <p>④建具・ガラスの破損などの修繕について、修理の規模及び賃借人の故意・過失を問わず、一律に修繕費用を賃借人に全部負担させる条項。</p> <p>⑤第三者によるガラス・ドア・鍵等の破損の場合、賃借人の負担による修繕を定めた条項</p>
5．裁判経過	<p>平成 24 年 8 月 31 日 裁判所に和解の合意をしたこと、第 1 回期日において和解を成立させたいことを文書連絡</p> <p>平成 24 年 9 月 6 日 さいたま地方裁判所川越支部において和解成立</p>
6．裁判の結果等	<p>和解内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者規約及び賃貸借重要事項説明書の上記①、②の各条項の使用を停止し、速やかに是正する。 ・上記③の条項のうち第 2 文を速やかに削除する。 ・上記④の条項を、賃貸人の義務を免除する旨の条項へ速やかに是正する。 ・上記⑤の条項を速やかに削除する。 ・①～⑤の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を直ちに破棄し、これらの条項の使用停止もしくは是正についてその従業員らに告知する。
7．裁判所の判断の概要	和解のため、なし。

【 25】	
1．団体名	大分県消費者問題ネットワーク
2．相手方	学校法人金澤学園
3．訴えの提起日	平成 24 年 7 月 20 日
4．差止請求の内容	相手方が運営する大学受験予備校が使用する「予備校生（消費者）が中途退学した場合に、同人が予め納付した校納金は原則として返金しない」旨の条項が消費者契約法 9 条 1 号に定める「平均的損害」を超えて解約金を徴収するものとして当該条項の使用の差し止め等を求めたもの
5．裁判経過	大分地方裁判所平成 26 年 4 月 14 日判決、同 26 年 4 月 30 日の経過をもって確定。
6．裁判の結果等	適格消費者団体の勝訴判決。
7．裁判所の判断の概要	本件予備校の運営に照らせば、予備校生（消費者）が在学契約を中途解約した場合、学校法人側が、当該消費者が納付した解除後の期間（いまだ役務を提供していない期間）に対応する授業料の全額について損害を被るとはおよそ考え難く、当該条項によりかかる金員を確保することは消費者契約法 9 条 1 号の趣旨に照らして疑問がある。

【 26】	
1．団体名	消費者支援機構関西
2．相手方	株式会社 講談社フェーマススクールズ
3．訴えの提起日	平成 24 年 10 月 9 日
4．差止請求の内容	<p>大阪地裁</p> <p>美術通信教育講座における、以下の各条項の差止めを求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特商法第 9 条で定めるクーリング・オフ及び、教科書代・教材代について同法第 9 条の 2 で定める過量販売解除権（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）を行使できない ・中途解約が被告による商品の引渡しの前になされたか、引渡しの後になされたかを問わず、また、中途解約により受講生から商品が返還されたか、返還されないかを問わず、教科書代、教材代、iPad 機器代の全額の支払義務を受講生に負担させる
5．裁判経過	係属中
6．裁判の結果等	—
7．裁判所の判断の概要	—

【 27】	
1．団体名	埼玉消費者被害をなくす会
2．相手方	株式会社MR
3．訴えの提起日	平成 24 年 10 月 19 日
4．差止請求の内容	<p>東京地方裁判所民事部</p> <p>調査委任契約書及び重要事項説明書の解約に関する条項、調査報告に関する以下条項の使用差止を求めるもの。</p> <p>①調査委任契約後の解約手数料に関し、解約の申入れが調査手前であった場合は、調査料金の 8 %、調査着手前後の場合はそれまで稼働した調査料金に加えて調査料金の 20%を消費者に負担させる条項</p> <p>②調査期間中は原則として調査に関する報告をしないことを定める条項</p>
5．裁判経過	<p>平成 25 年 2 月 19 日(第 2 回期日) 裁判所に対して、和解の方向で協議していることを報告</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 東京地方裁判所民事部において和解成立</p>
6．裁判の結果等	<p>和解内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者との間で調査委任契約を締結するに当たり使用してきた調査委任契約書中の上記①、②に関する条項及び重要事項説明書中の各説明内容の使用を停止する。 ・本件各条項等が記載された契約書及び重要事項説明書の各用紙を直ちに破棄する。 ・本件各条項等を改訂するとともに、改訂した調査委任契約書及び重要事項説明書の各ひな型を交付する。 ・本件各条項等の使用停止及び改訂について、被告の従業員らに告知する。 ・調査委任契約の解約について、消費者から相談・苦情があった場合には、真摯に対応する。
7．裁判所の判断の概要	和解のため、なし。

【 28】	
1．団体名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
2．相手方	株式会社日本セレモニー
3．訴えの提起日	平成 24 年 12 月 24 日
4．差止請求の内容	<p>相手方の用いる冠婚葬祭互助会契約の契約条項には、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で、解約金を差し引いて消費者に対し返金することが記されている。</p> <p>当団体は、本来中途解約をされたとしてもこれに伴う損害は相手方に生じていないはずであり、上記契約条項は、被告に生ずべき平均的な損害の額を超えるため消費者契約法第9条1号に反すること、同じく上記契約条項は、上記契約条項がなかった場合に比して消費者の権利を制限し、または義務を加重するため同第10条により無効であることを主張して、相手方に対し是正を申し入れた。</p> <p>しかしながら相手方から改善がなかったため、差止請求訴訟を提起した。</p>
5．裁判経過	<p>これまで9回の期日（H25. 2. 20, H25. 5. 8, H25. 6. 24, H25. 9. 11, H25. 11. 5, H25. 12. 16, H26. 2. 13, H26. 3. 18, H26. 5. 20）が開かれた。</p> <p>被告は、中途解約された場合に、被告には、会員募集に要する費用（外務員給与、建物の使用や減価償却に関わる費用、パンフレット等の作成費用、契約書印紙代、）、会員管理に要する費用（掛金の集金に係わる費用、前受金の保全に要する費用、会報誌作成費）等の損害が生じているとして、原告の主張を争っている。</p>
6．裁判の結果等	係属中であり、結果は出ていない。
7．裁判所の判断の概要	係属中であり、判断は示されていない。

【 29】	
1．団体名	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
2．相手方	株式会社 LIXIL
3．訴えの提起日	平成 25 年 4 月 12 日
4．差止請求の内容	<p>高齢者施設で高額な入居一時金をとり、「初期償却」等と称して返還をしないことによるトラブルが問題となっている。株式会社 LIXIL は、福岡市内で 2 か所の有料老人ホームとシニアマンション（自称）を運営していた（提訴時）ところ、後者である「レジアス百道」において、入居一時金の 20% を初期償却すること、また、償却期間を一律 180 カ月とすることにつき、消費者契約法違反として是正を申し入れていたが改善はなく、差止請求訴訟を提起した。なお、本稿脱稿時においては、「レジアス百道」は住宅型有料老人ホームの届出を行ったとの由。</p>
5．裁判経過	<p>これまで 1 回の口頭弁論期日（H25. 5. 9）、6 回の弁論準備手続（H25. 7. 19, H25. 9. 24, H25. 12. 5, H26. 2. 6, H26. 3. 18, H26. 5. 14）が開かれた。</p> <p>被告は全面的に争っている上、初期償却条項を廃止するなど当該約款を改定し、従来約款について、消費者契約法違反でないことを確認しない限り和解に応じない旨を主張している。</p>
6．裁判の結果等	係属中であり、結果は出ていない。
7．裁判所の判断の概要	係属中であり、判断は示されていない。

【 30】	
1．団体名	消費者ネット広島
2．相手方	早稲田自動車学園
3．訴えの提起日	平成 25 年 6 月 7 日
4．差止請求の内容	自動車教習契約の限定、特約コースの案内において、中途解約の場合、コース料金の全額を払い戻ししないという契約内容に読み取れるため、これを内容とする意思表示を行わないとする趣旨の差止請求
5．裁判経過	<p>第 1 回期日（平成 25 年 7 月 17 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の教習コースにおいて中途解約の場合、返金制限があることや、その返金額も具体的に明記されておらず消費者に分かりにくい。また違約金についても平均的損害を超えて定めたものであり違法であると主張。被告は既に説明書を改訂し、返金についても事由に関わらず実際は全額返金していると答弁。 <p>第 2 回期日（同年 9 月 18 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告より改訂した契約書類や募集時の説明資料の提出と説明方法、改訂の時期と理由について申立。被告からその回答。 <p>第 3 回期日（同年 10 月 30 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改訂内容が不十分な点と消費者に解約金額が理解できるように一義的に定めることを陳述。 <p>第 4 回期日（同年 12 月 11 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告より料金清算については教習生は理解しており、改訂の都度丁寧な対応をしている。全指連の指導に沿った対応をしている。 <p>第 5 回期日（平成 26 年 1 月 30 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 解約時の返戻金について消費者が計算できる程度の資料作成とウェブサイトに戻戻金の定めを明記するよう要請。この点を改善するようであれば和解の方向ほ検討したいと陳述。 <p>第 6 回期日（同年 3 月 10 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告の要請について被告側拒否。和解にも応じない姿勢。 <p>第 7 回期日（同年 4 月 23 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全指連の指導に沿っているという主張があるため、ガイドライン等の確認をする必要がある。
6．裁判の結果等	係争中
7．裁判所の判断の概要	—

【 31】	
1．団体名	消費者支援機構関西
2．相手方	株式会社 レンタルブティックひろ
3．訴えの提起日	平成 25 年 9 月 12 日
4．差止請求の内容	大阪地裁堺支部 ・結婚式用の貸衣装契約において、「契約日 8 日目以降から挙式日 30 日前までに解約した場合、解約料として契約金額の 30% を徴収する」という条項を使用しないこと
5．裁判経過	係属中
6．裁判の結果等	—
7．裁判所の判断の概要	—

【 32】	
1．団体名	認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
2．相手方	(株)テイクアンドギヴ・ニーズ
3．訴えの提起日	平成 25 年 12 月 13 日
4．差止請求の内容	消費者支援ネット北海道は、当該事業者が使用する会場利用契約のキャンセル料を定めた一部契約条項が消費者契約法第 9 条 1 号にいう平均的損害の額を超え無効とし、その条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示の差止を求める内容である。
5．裁判経過	(1) 平成 26 年 4 月 17 日午前 10 時～札幌地方裁判所にて第 1 回口頭弁論終了 (2) 平成 26 年 6 月 19 日 第 1 回弁論準備期日予定
6．裁判の結果等	係争中
7．裁判所の判断の概要	—

【 33】	
1．団体名	京都消費者契約ネットワーク
2．相手方	サン・クロレラ販売株式会社
3．訴えの提起日	平成 26 年 1 月 17 日
4．差止請求の内容	日刊新聞紙に折り込んだチラシによる，クロレラやウコギにより「腰部脊柱管狭窄症（お尻からつま先までの痛み，シビレ）」「肺気腫」「自律神経失調症・高血圧」等が改善される旨の表示の差止を求めた。
5．裁判経過	京都地方裁判所において第一審係属中。
6．裁判の結果等	—
7．裁判所の判断の概要	—

参考	
1. 団体名	NPO 法人ひょうご消費者ネット
2. 相手方	株式会社法学館
3. 訴えの提起日	平成 22 年 2 月 23 日（即決和解）
4. 差止請求の内容	資格試験予備校の受講契約の解約制限条項が消費者契約法 10 条に違反する。
5. 裁判経過	41 条書面送付後，事業者と交渉の上，解約事由を制限しない条項に変更し周知する等の内容で即決和解
6. 裁判の結果等	平成 22 年 2 月 23 日即決和解成立
7. 裁判所の判断の概要	即決和解のため判断は無し